

岐阜県医療勤務環境改善支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し、各界有識者の方々から意見を聞くことを目的とする岐阜県医療勤務環境改善支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) センターの業務に関する事。
- (3) 医療勤務環境改善に関わる関係機関との連携に関する事。
- (4) その他医療勤務環境改善に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とし、別表に掲げる団体より推薦を受けた者をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 会長は、会長代理を指名することができる。
- 5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 協議会は、県が招集する。

- 2 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、県が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名
岐阜県医師会
岐阜県歯科医師会
岐阜県病院協会
日本精神科病院協会岐阜県支部
岐阜県看護協会
岐阜県診療放射線技師会
岐阜県薬剤師会
岐阜県臨床検査技師会
岐阜県理学療法士会
岐阜県社会保険労務士会
日本医業経営コンサルタント協会岐阜県支部
厚生労働省東海北陸厚生局岐阜事務所
厚生労働省岐阜労働局 労働基準部
厚生労働省岐阜労働局 雇用環境・均等室